

県税につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、貴社の今期分の法人県民税・事業税の中間申告期限が近づいてきました。
同封した申告書に所定の事項を御記入のうえ、期限までに申告納付されるようお知らせします。なお、申告期限は事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内です。

▼ 申告に必要な各種様式、届出書とその記載要領は、山口県のウェブサイトからダウンロードできますので、ご利用ください。
(ダウンロードの方法については、別紙をご覧ください。)

◎法人県民税の税率
(均等割)

| 法人の区分 | | 均等割額 | やまぐち森林づくり県民税 | 納付額 (年額) |
|---|---------------------|----------|--------------|----------|
| ・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもの ・公共法人及び公益法人等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・人格のない社団等 ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの | | 20,000円 | 1,000円 | 21,000円 |
| 資本金等の額を有する法人 | 資本金等の額 1千万円超～1億円以下 | 50,000円 | 2,500円 | 52,500円 |
| | 資本金等の額 1億円超～10億円以下 | 130,000円 | 6,500円 | 136,500円 |
| | 資本金等の額 10億円超～50億円以下 | 540,000円 | 27,000円 | 567,000円 |
| | 資本金等の額 50億円超 | 800,000円 | 40,000円 | 840,000円 |

注 ①表中の用語については以下のとおりです。

資本金等の額…法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条17号の2に規定する連結個別資本金等の額、保険業法に規定する相互会社の場合は純資産の額

公共法人…法人税法第2条第5号に規定する公共法人

公益法人等…地方税法第24条第5項に規定する公益法人等

(公共法人及び公益法人のうち、地方税法で非課税となるものは除きます。また、独立行政法人で収益事業を行うものは、資本金等の額に応じて均等割が課されます。)

人格のない社団等…法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの

② 税率区分の資本金等の額は、予定申告の場合は前事業年度の末日現在の額、仮決算をした場合の中間申告の場合は、課税標準の算定期間の末日現在の額によります。

③ 合併により設立された法人の当該設立の日を含む事業年度に係る予定申告の場合は、当該設立の日現在の資本金等の額によります。

④ 荒廃が深刻化している森林を適正に維持・管理するため、「やまぐち森林づくり県民税」を導入し、平成17年4月1日以後に開始する事業年度分から県民税均等割額に加算して納めていただいています。

〈法人税割〉

① 仮決算による中間申告の場合

| 区 分 | 税率 |
|--|------|
| (イ) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (ロ) 保険業法に規定する相互会社 (ハ) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等で、法人税割の課税標準となる法人税額(分割法人については分割前の額)が500万円を超えるもの。 | 5.8% |
| (二) (イ)～(ハ)以外の法人 | 5% |

② 予定申告の場合

前事業年度の法人税割額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た額

$$\text{予定申告税額} = \text{前事業年度の法人税割額} \times 6 \div \text{前事業年度の月数}$$

※連結申告法人については、事業年度(清算中の事業年度を除く)を連結事業年度と読み替えてください。

◎法人事業税の税率

① 仮決算による中間申告の場合

| 区 分 | 税 率 | |
|-----------------|---|---|
| 一般法人 | 所得のうち年400万円以下の金額 ----- 5 % | |
| | 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 ----- 7.3% | |
| | 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 ----- 9.6% | |
| | 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の 都道府県に事務所・事業所がある法人の所得の金額 ----- 9.6% | |
| 特別法人 | 所得のうち年400万円以下の金額 ----- 5 % | |
| | 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 ----- 6.6% | |
| | 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の 都道府県に事務所・事業所がある法人の所得の金額 ----- 6.6% | |
| 電気・ガス供給業 保険業 | 収入金額 ----- 1.3% | |
| 外形標準課税法人 | 所 得 割 | 所得のうち年400万円以下の金額 ----- 3.8% |
| | | 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 ----- 5.5% |
| | | 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 ----- 7.2% |
| | | 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の 都道府県に事務所・事業所がある法人の所得の金額 ----- 7.2% |
| | 付加価値割 | 0.48% |
| 資 本 割 | 0.2% | |

※ 外形標準課税法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える所得課税法人で、公共法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社は除きます。

② 予定申告の場合

前事業年度の事業税額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額

$$\text{予定申告税額} = \text{前事業年度の事業税額} \div \text{前事業年度の月数} \times 6$$

▼ 申告書様式に関する注意事項

申告書はなるべくボールペンで記載してください。

申告書にあらかじめ税額等を打ち出していますが、発送の直前に前事業年度の修正申告や更正があった場合、正しい金額を反映していないことがありますので、御確認いただくようお願いします。

なお、申告する税額等が打ち出した数字と異なる場合は、その数字を二重線で消して経理担当者の訂正印を押印の上、正しい金額を記入してください。

▼ 御不明の点があれば、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

| 県税事務所名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|--------|-------------------------|---------------|
| 岩 国 | 〒740-8516 岩国市三笠町1丁目1-1 | (0827)29-1504 |
| 柳 井 | 〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3 | (0820)23-2121 |
| 周 南 | 〒745-0004 周南市毛利町2丁目38 | (0834)33-6416 |
| 防 府 | 〒747-0801 防府市駅南町13-40 | (0835)23-3111 |
| 山 口 | 〒753-0064 山口市神田町6-10 | (083)925-3111 |
| 宇 部 | 〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50 | (0836)21-2111 |
| 下 関 | 〒751-0823 下関市貴船町3丁目2-1 | (083)223-7191 |
| 萩 | 〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1 | (0838)25-3111 |